

令和元年度 県との意見交換会に係る意見集約

老人福祉全般

1 福祉人材確保対策について

有効求人倍率が高くなっている中、施設職員の募集に対して思うように集まらない現状である。介護職員を含む福祉人材の確保、定着、育成にかかる方策について、県として「福祉人材確保計画」の策定並びに他県とは異なる有効な取組等も行っていただきたい。

また、先進的な取組をしている施設等があれば情報提供をしていただきたい。

※新

2 外国人介護人材の受入れについて

外国人材の受入れについては、国際的に日本の受入体制整備が遅れており、また、就労に関しての条件や規制は多く、逆に賃金水準は低い状況であり、優秀な人材は他国に引き抜かれている。

国内においては、地方と都会の賃金格差も激しく、日本人のみならず外国人材も東京に集まってきている。しかしながら地方においても都市部との格差なく優秀な外国人介護人材が確保できるよう、県主導のもと「日本で介護するなら山口県で」となるような具体的な取組の推進、先進的な取組の情報提供を行っていただきたい。

養護老人ホーム

1 入所措置について

山口県の定員割れ率は全国的にも高く、中国地区では最下位となっている。養護老人ホームへの入所措置について、各市町の窓口である措置担当者の業務対応には、市町間でかなりの格差が見られ、施設に相談、申込等があった際に、市町に措置の相談をしても措置を受け付けてくれないことが多くなっている。

措置費の一般財源化により、県による指導権限がないのは理解できるが、入退所時の措置担当者の立会、入所判定委員会の取組、措置担当者と施設との連携状況など具体的な入所措置について県内で一定のレベルの対応が出来るよう、県・市町での連携を図るため、研修会もしくは勉強会を実施し、情報交換の機会を設定していただきたい。

2 措置費について

措置費に係る消費税分の見直しはあったが、2005年度から措置費（事務費、生活費）の見直しがなく、非常に厳しい運営状況が続いている。このような状況では、今後の人材確保に展望を持つことはできない。

人事院勧告等の一定の基準に基づいて、一般事務費（主として人件費）の改定や考え

方を市町に示していただきたい。また、年度ごとに措置費支弁基準額の見直しをお願いしたい。

3 障害者等加算の算定要件の見直しについて

障害者等加算の支給要件は、4月1日時点での介護度を持たない障害者の割合（30%以上）で決定されている。しかし、支援内容は、障害の程度により様々で、障害者の割合だけで、支援の量を図ることはできない。また、介護度をもつ障害者は、通常の介護に加え障害特性に応じた支援が必要で、現在の加算要件をベースとした限られた人員配置では支援が充分できない。

障害者等加算の算定要件について、障害者の割合によらず1人1人に対して加算されるよう、加算の算定要件を変更していただきたい。また、介護度をもつ障害者を、障害者等加算の加算対象として加えていただきたい。

4 大規模改修に対する補助制度の創設について

養護老人ホームの入所者は環境上の理由及び経済的理由で居宅において養護を受けることが困難な者を措置の対象にしている。また、その属性は精神疾患等の障害やDVからの避難など多様である。このような中で、個人の尊厳の確保や安全・安心な生活を保障するためにはインフラの整備が必要である。しかし、事務費の一般財源化や減価償却が認められない状況下では、措置費のみで耐用年数を経過した設備の維持管理が出来ない。大規模改修に対する補助制度を創設していただきたい。

※新

5 契約入所の取扱いについて

定員の20%範囲内であれば、契約入所を認める取扱いが令和元年7月2日厚生労働省から県に通知されているが、難色を示された市町がある。市町によって格差がないよう徹底していただきたい。

※新

6 無年金者への生活給付金の設定について

無年金者への生活給付金について、現在各施設で支給金（処遇調整金）を定めているが、生活給付金の設置をお願いしたい。

特別養護老人ホーム

1 多床室整備における補助金の復活について

措置制度時代や介護保険制度を見据えて建設された特別養護老人ホームについては、老朽化が進み順次、建替えや改修の検討がなされている。

国においては、プライバシーや入居者の生活の質の担保等の観点から個室ユニットによる建替えや改修を推進し、例外的に多床室による建替えを認めてはいるものの施設整備補助金の支援はないのが現状である。

一方、高齢者の生活を支える年金については、前世代に比べ支給額の減少傾向があり、経済的理由から一定程度、多床室入所希望者が存在している。

また、最近、多床室から個室ユニットに建替えられた施設においては、個室ユニット化により人員増を余儀なくされているが、介護人材不足により採用等補充が困難となっている。

県当局におかれましては、以上のような状況を把握され、認知症高齢者をはじめとした要介護高齢者が増加し、特別養護老人ホームの役割がますます大きくなる中で、老朽化した施設の建替えや改修においては多床室整備についても補助金の復活を国に要望されるとともに、県独自の支援策について検討をお願いします。

2 介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修（喀痰吸引等研修）について

(1) 喀痰吸引等研修に応募しても受講ができない（断られる）実態がある。すでに医療的ケアの研修を受けており、各施設での実地研修のみの者まで受講ができない（断られる）実態があり理解ができない。

特別養護老人ホームにおいて入所要件が要介護度3以上となるなど、介護度の高い入居者の割合が高まるとともに、施設において看取りを希望される割合も増加傾向にある。また、特別養護老人ホームの重要な機能として「看取り」があるが、喀痰吸引等研修を受講できないためにその役割が十分に果たせない。

については、喀痰吸引等研修について、希望者100%受講体制整備を実現していただきたい。実現困難であれば、初年度において各法人・施設で養成を行った方法を復活していただきたい。

(2) カリキュラムや体制の見直しをしていただきたい。

3 指導監査における事前提出資料の簡素化について

指導監査の事前提出資料として、老人福祉法関係で、特養状況調査資料、特養自己点検表及び労務・預り金等に係る自己点検表をそれぞれ各2部介護保険法関係で従来型指定介護老人福祉施設自己点検表を1部提出するよう求められる。

特に、老人福祉法関係の自己点検表と介護保険法関係の自己点検表は内容が重複している部分がかなりあり、両方を兼ねた様式に一本化していただきたい。

作成に相当の労力を要するとともに、紙での提出を求められるため、紙代、郵送料等費用がかさむことから、簡素化の努力をお願いしたい。

また、事業の更新において文書等を削減する観点から提出を求めるものが減っているが、逆に介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の添付書類までを提出するよう求められるなど前回の更新に比べ書類が増えている。実地指導等での確認にいただき、できるだけ提出書類の削減をお願いしたい。

4 「介護ロボット導入支援事業」(助成制度)の拡充について

国においては、今日、最新技術の社会実装(医療や介護現場へのAIやロボットの導入)を重点的に進めようとしており、既に大多数の県が標記補助事業を設けている。

介護報酬が、基本単価から加算へと重点化される一方、算定の困難な加算の新設が増えており、AIや介護ロボットの導入は算定の緩和要件となっている。

このような状況を踏まえ、介護の業務環境のイメージアップと業務負担の軽減を図るため、山口県においても標記の助成制度について対象や補助額を拡充していただきたい。

また、腰痛予防のための介護リフト導入について、他県同様の研修会や補助制度の創設について検討していただきたい。

軽費老人ホーム

1 「事務費補助金制度」の存続について

事務費補助金は、軽費老人ホームの経営上必要不可欠な財源であり、低額な料金での施設利用を可能としている観点から、事務費補助金の本体部分及び各種の加算金について減額することなく制度を存続していただきたい。

2 「介護職員の処遇改善加算」について

軽費老人ホーム、ケアハウス(特定施設以外)に勤務する介護職員は、他の介護保険適用施設の介護職員と同一職種でありながら、処遇改善加算が無いので、必要な財源措置を講じていただきたい。

3 「大規模修繕に対する補助制度」の復活について

軽費老人ホーム、一般型ケアハウスは介護報酬もなく、老朽化する建物の維持管理に重大な危機感をもっている。このままでは入居者の日常処遇について、重大な影響が出かねない状態にある。また、相次ぐ自然災害からの被害を防ぐためにも、大規模修繕は必要不可欠である。入居者の安全を確保するため、大規模修繕について施設整備補助金を復活していただきたい。

4 ケアハウスへの「宿直専門員雇上加算」の適用について

事務費補助金に係る加算において、軽費老人ホームA型には「宿直専門員雇上加算」が適用されているが、ケアハウスには加算がない。

軽費老人ホームA型には加算があって、ケアハウスには加算の適用がない理由を教えてください。

ケアハウスに加算がない理由として、平成29年度には「財源が一般税源であるため、新たな加算の創設は難しい」と回答をいただき、平成30年度は「事務費基準に宿直職員が積算されているため」と回答をいただきましたが、どのように考えたらよろしいでしょうか。

ケアハウスの運営についても夜間は宿直職員を配置しているので、軽費老人ホームA型と同様の加算をお願いしたい。

※新

5 サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームへの外部評価の導入による福祉サービスの質の担保について

現在、民間が運営する有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅が増えているが、入居するにあたり、法人内の介護サービス（通所系や訪問系等）を利用することが必須の条件となっていたり、入居中の高齢者が同法人内の介護サービスの利用をやめると退去の対象とする事業者がある。

介護保険事業を実施していないサービス付き高齢者向け住宅は、指導監査がなく、有料老人ホームは老人福祉法上の指導監査が6年に1回実施されており、外部の目が届きにくい状況にある。県や国において、こうした施設に外部評価の仕組みを導入し、利用者が安心してサービスを選択できる基盤整備を図っていただきたい。